

4-5. 計画の円滑な運用に向けて

前項で示した施策の円滑な運用に向けて、上位計画である「明石市第5次長期総合計画」や関連計画との整合を図りながら、計画の実現を図ります。

(1) 自治基本条例の精神に根ざした参画と協働による計画の運用

これからのまちづくりには、今まで以上に市民をはじめ、多様な主体との連携や協働による取組みが必要となります。平成22年4月に施行された「明石市自治基本条例」の前文には、下記の内容が示されています。

明石市自治基本条例は、市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、各種主体の役割を明確化し、市民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「市政運営の実現」を目指すものです。本計画については、この条例の精神に根ざして、計画の運用を図っていきます。

表 23：明石市自治基本条例の前文（抜粋）

大切なのは、これからの「明石の自治」の主体となっていかなければならないのは、わたしたち市民だということです。明石に住む。明石で働く。明石で活動する。わたしたちがこうあってほしいと望むまちに、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになっていきます。

明石市自治基本条例は、前文と6つの章にわたる38の条文で構成されています。

市民自ら、暮らしてよかったと思える、安全で安心して暮らせる豊かなまち、人をいたわりお互いの尊厳や人権を大切に、自然をいっしょに楽しむやさしいまち「明石」を目指しています。



図 24：明石市自治基本条例のイメージ

出典) 明石市自治基本条例 PRパンフレットより抜粋、一部加工

(2) 計画の運用における進行管理

本計画が目指す明石市の「緑に関わるまちづくりの課題」の解決にあたっては、施策プログラムの円滑な運用が重要となります。施策プログラムの運用にあたっては、前述の明石市自治基本条例に基づき、市民や NPO、事業者等の参画を基本とし、PDCA（計画(Plan)⇒実施(Do)⇒点検・評価(Check)⇒改善(Action)）の考え方を導入して、計画のスパイラルアップを目指します。

本計画の運用期間は平成23(2011)年度～平成32(2020)年度の10年間であることから、各年の点検は庁内の関係部局で施策の進行状況の確認を行い、中間年にあたる平成27(2015)年度には市民や学識者を含めた外部の組織により、計画の進行状況の評価を行い、施策プログラムの内容の改善を図ります。



図 25：円滑な計画の進行管理

